

外国 PEPs に該当しないことの告知書

株式会社外為どっとコム 御中

私は、貴社の店頭デリバティブ取引口座を開設するにあたり、私が下記に記載された「外国 PEPs」に該当しないことを告知いたします。また、私は、当該口座開設後に自身が外国 PEPs に該当することとなった場合、または該当するおそれが生じた場合には、外貨ネクストネオ取引約款等の定めに従い、貴社に対して直ちに当該事項を報告いたします。

もし本告知に違反があった場合、または事後に自身が外国 PEPs に該当することとなった場合には、私は、貴社が、取引口座における取引の制限または口座閉鎖を行うことにつき、異議なく承諾いたします。

【外国 PEPs】

PEPs とは、Politically Exposed Persons（重要な公的地位を有する者）を指し、外国 PEPs とは、外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人を指します。

外国 PEPs とは、具体的には、以下の類型に該当する者を指します。

（法人の場合、次の（ア）又は（イ）に掲げる者が実質的支配者として存在している法人）

(ア)	外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める以下に掲げる者並びにこれらの者であった者	
	a	我が国における <u>内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職</u>
	b	我が国における <u>衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職</u>
	c	我が国における <u>最高裁判所の裁判官に相当する職</u>
	d	我が国における <u>特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職</u>
	e	我が国における <u>統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職</u>
	f	<u>中央銀行の役員</u>
	g	<u>予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員</u>
(イ)	<u>上記（ア）に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この（イ）において同じ）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう）</u>	

以上